

# お知らせ

## 当別町議会 3月定例会関係日程のお知らせ

議会開催中は、ライブ中継をインターネットにより配信しています。日程は変更する場合がありますので、町議会ホームページでご確認ください。

**問** 議会事務局総務係  
(☎ 23 - 3247)

町議会 HP →



日にち	時間	場所	会議名	内容等
3月1日(金)	13:00	議場	本会議	町政・教育行政執行方針等
3月4日(月)	13:00	議場	総務文教常任委員会	所管事務調査等
3月5日(火)	13:00	議場	産業厚生常任委員会	所管事務調査等
3月6日(水)	10:00	議場	本会議	執行方針代表質問等
3月7日(木)	13:00	議場	総務文教常任委員会	所管事務調査等
3月8日(金)	13:00	議場	産業厚生常任委員会	所管事務調査等
3月11日(月)	10:00	議場	本会議	一般質問
3月12日(火)	13:00	議場	本会議	一般質問
3月13日(水)	10:00	議場	予算審査特別委員会	各会計予算審査・起草委員会設置
3月14日(木)	10:00	議場	予算審査特別委員会	起草委員会報告
3月15日(金)	10:00	議場	予算審査特別委員会	予算審査特別委員会報告、議案審議等
			本会議	

## 後期高齢者医療高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。世帯で1年間(8月1日~翌年7月31日)の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額(世帯の限度額)を超えた場合には、申請により、その超えた額が支給されます。該当と思われる方には3月下旬以降に申請案内を送付予定ですので、忘れずに国保・後期高齢者医療係窓口へ申請ください。

なお、新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります。

また、次のいずれかに該当する場合は支給対象とはなりません。

○医療費または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合。

○支給額が500円以下の場合。

**問** 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

### <自己負担限度額表>

【計算期間：令和4年8月1日~令和5年7月31日】

負担割合	区分	基準額(世帯の限度額)	
3割	現役並み所得者	[課税所得690万円以上] 212万円	
		[課税所得380万円以上] 141万円	
		[課税所得145万円以上] 67万円	
2割	一定以上所得者	56万円	
1割	一般		
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
	区分Ⅰ(※2)	19万円	

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方  
 ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。)、または高齢福祉年金を受給している方

広告

広告

## 非課税世帯の方へ 当別町エネルギー価格高騰対策補助金の申請はお済みですか

町では、エネルギー価格高騰への緊急的な経済支援策として、下記の対象世帯に1世帯あたり1万円を支給します。

### ■ 対象となる世帯

- (1) 令和5年12月1日現在、町の住民基本台帳に登録され、現に居住している。
- (2) 同一住宅内に同居している方全員が住民税非課税である。
- (3) 令和5年12月1日現在、次の①・②・③のいずれかの世帯である。
  - ①高齢者世帯…70歳以上の方のみの非課税世帯
  - ②障がい児・者のいる世帯…身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている非課税世帯
  - ③ひとり親世帯…ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けている非課税世帯

### ■ 対象とはならない世帯

1. 支給の要件となる方全員が、申請日時点で施設・病院等に入所・入院している世帯
2. 生活保護を受けている世帯

### ■ 申請期間・方法等

申請期間：令和6年3月8日（金）必着（郵送可）  
必要書類等詳細については、問合せください。

**問** 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23-3019）

## 高齢者肺炎球菌予防接種期限は3月末まで

肺炎で亡くなる方の多くが65歳以上であり、年齢があがるごとに死亡のリスクが高まります。高齢者肺炎球菌予防接種は、日常でかかる肺炎の原因として最も多い「肺炎球菌」による肺炎を予防する効果があります。

なお、この予防接種は、新型コロナウイルス感染症予防を目的としたものではありません。

**対象** これまでに一度も肺炎球菌予防接種を受けたことがない人のうち、次の①～②に該当する方。

- ①3月31日までに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の誕生日を迎えられる方。
- ②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身体障がい者手帳1級程度の障がいがある方。

**料金** 2,500円（生活保護世帯の方は無料）**会場** 予防接種実施医療機関（本誌P26）**期限** 接種期限は、令和6年3月31日（誕生日前でも接種可能）まで。接種回数は1回です。**他** 医療機関への予約が必要です。また、入院・入所中など町外の医療機関で接種を希望される方は、事前にご連絡ください。

**問** 保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎23-4044）

広 告

広 告

広 告

# お知らせ

## 国保の加入脱退手続き・進学で転出する場合

### ■ 加入・脱退手続きはお済みですか？

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない方が加入する制度です。

職場を退職して健康保険を喪失したときは、喪失後 14 日以内に社会保険等資格喪失証明書と加入する方全員のマイナンバーが分かるものを持参し、役場の国保・後期高齢者医療係窓口で「加入手続き」を行ってください。

また、会社などに就職し、国保以外の健康保険に加入した場合は、国保を脱退する方全員の新しい保険証とマイナンバーが分かるものを持参して「脱退の手続き」が必要になります。

加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるものではなく、ご自身での手続きが必要です。

### ■ 進学で転出する場合の国保の手続きは？

進学するために当別町から転出する場合は、当別町の国民健康保険に引き続き加入することができます。国保・後期高齢者医療係窓口にて手続きが必要となりますので、身分証明書、在学が確認できる書類（在学証明書・学生証の写しなど）、世帯主の方と転出する方のマイナンバーが分かるものを持参してください。

**問** 住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

## 引越しワンストップサービスについて

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じてオンラインによる転出届の提出と、転入届、転居届をするための来庁連絡（転入・転居予約）が出来ます。このサービスを利用すると、転出証明書の交付が不要になるため、転出元市区町村（これまで住んでいた市区町村）への来庁が原則不要となります。ただし、転入先市区町村（これから住む予定の市区町村）での手続きは、引越す日から 14 日以内にマイナンバーカードを持参のうえ窓口で行う必要があります。

### ■ サービスを利用できる方

・電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方（電子証明書の利用には、暗証番号の入力が必要です。）

・日本国内で引越しをする方

（引越す方のうち、誰もマイナンバーカードをお持ちでない場合は利用できません。）

詳しくは、マイナポータルサイト（右記 QR コード）からご確認ください。



**問** マイナンバー総合フリーダイヤル（☎ 0120 - 95 - 0178、【受付時間】平日 9 時 30 分～ 20 時、土日 9 時 30 分～ 17 時 30 分 ※引越しワンストップに関する問合せは、音声ガイダンスに従い 4 番を押してください。

広 告

広 告

広 告